

新訂 4 版 繊維製品の基礎知識シリーズの「第 3 部 家庭用繊維製品の流通・消費と消費者問題」の p.123 図 4-2 繊維製品品質表示規程の構成の一部(1)また p.93 の表記に誤り(2)がございました。ここにお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

(1)【正】正しくは以下の図の下線部の通りです。

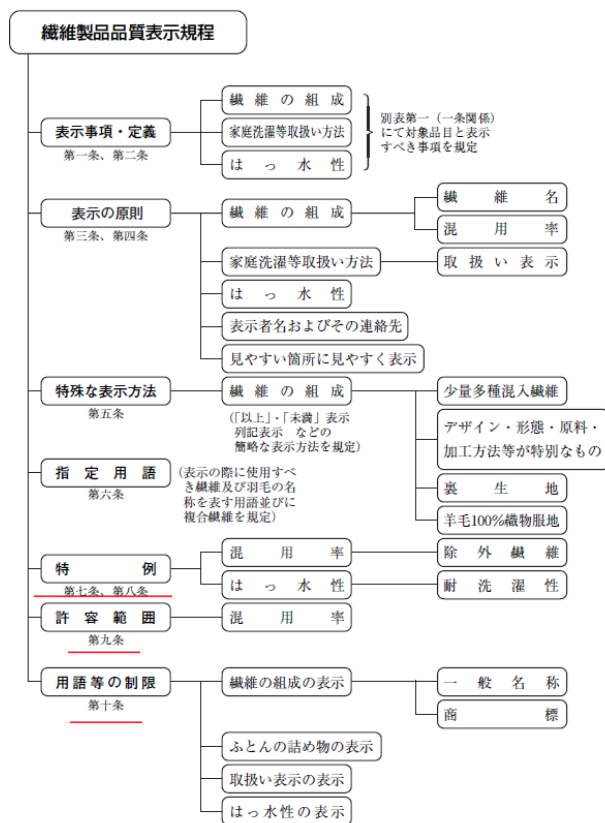


図 4-2 繊維製品品質表示規程の構成

(2)p.93 下から 3 行目

「アパレル生産業界は現在、アパレル卸業界の下請的な立場に立たされている場合もあり、卸企業と生産企業の取引形態も、生産委託（下請）が主流である。その委託生産には次の 2 つの方式がとられている。」

の箇所について、削除の予定でございましたが、そのまま残ってございました。

この 3 行は削除して読み進めていただくようお願い申し上げます。